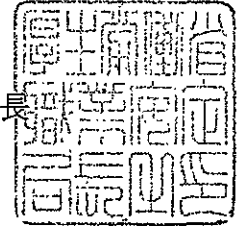




職発0509第3号  
平成23年5月9日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件の一部を改正する件」の制定等について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「調整金等」という。）関係の対策については、本日、別紙1のとおり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件の一部を改正する件」（平成23年厚生労働省告示第159号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2及び3の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

## 記

### 1 申請期限の延長

#### (1) 申請期限の延長の対象となる調整金等

申請期限の延長の対象となる調整金等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、平成23年3月11日から8月30日までの間に申請期限が到来するものであること。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項・第2項）

## (2) 延長後の申請期限について

指定地域に係る延長後の申請期限は、平成 23 年 8 月 31 日であること。(法第 3 条第 1 項・第 2 項及び平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成 23 年政令第 19 号)第 3 条)

## 2 個別の申請による申請期限の延長

法第 3 条第 3 項の規定により、指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、東日本大震災の被害を受けた事業主(以下「被害事業主」という。)から、平成 23 年 3 月 11 日から 8 月 30 日までの間に申請期限が到来する調整金等の申請について、その延長を必要とする理由を記載した書面により申請期限の延長の申出が 8 月 30 日までにあったものについては、8 月 31 日までの期日を指定して個別に当該調整金等の申請期限を延長することができる(法第 3 条第 3 項)。

なお、書面の作成に当たっては、被害事業主に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴機構においては、各被害事業主に過大な負担を課さないよう留意すること。

## 3 相談等に係る対応について

被災に伴い、調整金等に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、申請期限の延長が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。また、別紙 2 の「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主への周知を図ること。

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通四一)

### (告 示)

○農林中央金庫法第九十五条の六第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件(金融庁・農林水産一)

○無線機器型式検定に合格した機器の件(総務一七一)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があつた件(法務二二八)

### (法 務)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件の一部を改正する件(厚生労働一五九)

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件(農林水産九〇七)

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件(同九〇八)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件の一部を改正する件(同九〇九)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件の一部を改正する件(同九一〇)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十三年年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件(同九一一)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(国土交通四五〇四五七)

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件(観光庁七)

○自然公園法第二十五条第一項に規定する指定認定機関の指定の件の一部を改正する件(環境四七)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一〇五〇一一一)

○道路に関する件(東北地方整備局九八、九九)

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する件(同一一〇〇)

○道路に関する件(北陸地方整備局六〇)

### (国会事項)

### (人事異動)

### 内閣

### [叙位・叙勲]

### [褒 賞]

### [官庁報告]

### 法 務

### 産 業

### 国家試験

### 公 聴 会

### [資 料]

### [公 告]

### 諸事項

### 官庁

### 財団

### 裁判所

### 破産

特殊法人等

林野庁共済組合定款の一部変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省令

告示

国土交通省令第四十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十二條の二第二項(同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年五月九日

国土交通大臣 大島 章宏
宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令
宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
第十四條の十七第一号中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
○総務省告示第百七十一号
次の無線設備の機器は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十七條に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第八條第一項の規定に基づき告示する。
平成二十三年五月九日

電波法第37條第2項の機器(船舶に設置する無線航行のためのレーダー)
令附の氏名又は名称
機器の名称
機器の型式名
検定番号
検定年月日

Table with 5 columns: Name, Equipment Name, Model Name, Serial Number, and Date. Includes entries for JMA-9123-9, XAB, JMA-9133-S, and JMA-5322-9.

○法務省告示第百二十八号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第十三條第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき告示する。
平成二十三年五月九日

変更前の名称
社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
変更後の名称
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
変更年月日
平成二十三年四月一日

○金融庁告示第一号
農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五條の八第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二條の七十八第一項の規定に基づき、農林中央金庫法第九十五條の六第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第九十五條の八第一項において準用する銀行法第五十二條の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年五月九日

金融庁長官 三國谷勝範
農林水産大臣 鹿野 道彦
変更前の名称 全国銀行協会
変更後の名称 一般社団法人全国銀行協会
変更の年月日 平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第百五十九号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三條第二項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三條第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し、当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件(平成二十三年厚生労働省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月九日

厚生労働大臣 細川 律夫
表築事法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Description of business type and the prefecture where the business is conducted. Includes entries for medical products distribution in Aomori, Iwate, and Fukushima.

○農林水産省告示第九十七号
野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十二号)第四條第一項、第六條第一項及び第七條第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号(野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件)の一部を次のように改正し、同法第四條第五項(同法第六條第三項及び第七條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月九日

農林水産大臣 鹿野 道彦
表三八代の中「熊本県」の下に「八代市及び」を加え、「のうち旧電北町の区域」を削る。
表五西三河の中「西尾市並びに幡豆郡一色町及び吉良町」を「及び西尾市」に改め、同表高松の項を削る。

表九上川名風の項を削る。
表十碧南西尾幡豆の項を次のように改める。
碧南西尾 愛知県碧南市及び西尾市
表十二大和平野の項中「生駒郡安堵町並びに」を「及び」に改め、「川西町及び」を削る。
表十四大和平野の項中「橿原市」及び「川西町及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
表十六豊原の項を削る。
表十九旭川の項を削る。
表二十伊勢の項の次に次のように加える。

兵庫県朝来市

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金については、その申請期限が延長されることとなりました。

① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に主たる事務所が所在する事業主が申請するもの

② 平成23年3月11日以降に申請期限が到来するもの

#### 2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限について

平成23年8月31日

※ 1、2の他、①に掲げる地域外に主たる事務所が所在する事業主であって、東日本大震災の被害を受けた者である場合には、延長を必要とする理由を記載した書面により、期限の延長の申出を行ったものについても延長することができます。

平成23年5月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000